

# 青森県道路交通規則の一部改正

【第11条関係】 令和2年12月1日施行



自転車の幼児用座席に **6歳を迎えた子供** を乗せることが可能になりました!! ※幼児用座席以外には乗せられません

## 自転車の幼児用座席に乗車できる者の年齢制限

【改正前】

幼児  
(6歳未満の者)



【改正後】

**小学校就学の始期に達するまでの者**

※ 子が6歳に達する日の属する年度の3月31日まで



これまでは、子供が6歳になったら自転車に乗せられなくて困ってたけど、これで卒園まで保育園への送迎も自転車のできるわ。

自転車は原則として運転者以外の乗車が禁止されています。ただし、以下の場合には、例外的に運転者以外の者を乗車させることができます。 ※下線部が改正部分

- ① 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者 1人を幼児用座席に乗車させている場合
- ② 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者 2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に乗車させている場合
- ③ 16歳以上の運転者が、幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に小学校就学の始期に達するまでの者 1人を乗車させ、かつ、4歳未満の者1人をひも等で確実に背負っている場合

## 自転車の幼児用座席に子どもを乗車させる際の注意点

- ★ 乗車前に、子どもに必ず自転車用ヘルメットをかぶせ、乗車後はすぐにベルトを着用させましょう。
- ★ 自転車幼児用座席は、体重の上限や目安身長が定められている場合がありますので、メーカーが定める使用方法を遵守してください。